

宇都宮市とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付するとちぎ結婚支援センター入会登録料補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、とちぎ結婚支援センター（以下「センター」という。）の入会登録に要する経費に対し、その費用を予算の範囲内において補助することにより、結婚を希望する市民の結婚活動を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 未婚者であること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 婚姻後に継続して市内に居住する意思を有すると認められること。
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 当該年度における4月1日から2月末日までにセンターに登録していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、センターの入会登録に係る費用のうち、他の制度による入会登録料補助受給額を除いた額（自己負担額）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 補助対象者の年齢が、センター入会登録時に39歳以下である場合、補助金の額は

補助対象経費の10分の10の額とする。ただし、補助対象者1人につき上限を10,000円とする。

- (2) 補助対象者の年齢が、センター入会登録時に40歳以上である場合、補助金の額は補助対象経費2分1の額とする。ただし、補助対象者1人につき上限を5,000円とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を、センターに入会登録した日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼交付請求書（別記様式第1号）
- (2) センターの会員証の写し
- (3) 入会登録料の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (4) 申請者の振込口座通帳の写し
- (5) 氏名、住所、生年月日の確認できる自動車運転免許証、マイナンバーカード、その他本人確認書類の写し
- (6) 他の制度による入会登録料補助を受けている場合は、補助を受けた額の分かる書類又はその写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請書兼交付請求書の提出を受けたときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書（別記様式第2号）又は不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第15条第3項の規定によ

る書類の提出があったものとみなす。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号に掲げる場合のいずれかの場合に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反していることが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、交付決定の取消を受けた時点において、既に補助金を受領している場合、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和4年8月1日告示第220号）

令和4年4月1日から適用する

改正文（令和8年4月1日告示第144-7号）

令和8年4月1日から適用する